

令和2年4月7日

職 員 各位

最高裁判所事務総局総務局

新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

本日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象地域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされ、緊急事態措置を実施する期間が4月7日から5月6日までとされました。これを受け、対象地域の裁判所は、4月8日から緊急事態が解除されるまでの間、新型インフルエンザ等対応業務継続計画に基づく継続業務が行われる態勢となります。

裁判所は、国の一機関として、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取組に最大限努力することが責務であり、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に継続業務を縮小して、裁判を利用する当事者及び来庁者並びに職員の移動等ができる限り回避することが求められます。業務継続計画（B C P）に基づく各庁の方針により、継続業務を行う上で必要な職員のみが在庁して職務をし、それ以外の裁判官については在宅勤務が相当とされ、また、裁判官以外の職員については在宅勤務を命じられることになりますので、適切に行動してください。

なお、緊急事態措置の対象地域及び実施期間は、新型コロナウイルス感染症の今後の状況に応じて変動する可能性があり、政府及び自治体等の動向を踏まえ、各庁において業務継続について検討されることになりますので、各庁の方針に基づいて適切に行動してください。

緊急事態宣言下の執務態勢に関するQ & A

緊急事態宣言下において、国の一機関である裁判所としては、国民の命と健康を守るため、人の接触の機会を可能な限り減らし、感染拡大防止に最大限協力することが基本的な姿勢であるべきであり、裁判所利用者に一定の不便をおかけすることにはなるが、裁判官、裁判所職員としては、裁判所利用者の感染リスクの防止という観点のみならず、自らの感染拡大防止に向けた責務という観点からも、緊急事態宣言の趣旨に即した行動をとることが現時点における最大の責務といえる状況にある。宣言の対象地域にある裁判所は、新型インフルエンザ等対応業務継続計画（BCP）に基づいて、継続業務だけを行う縮小態勢として、その業務に必要な人員に限って在庁して職務を行うことになると考えられ、すべての裁判所職員に、この点を十分理解した上で行動することが求められているところ、非継続業務を担当する部署の職員の縮小態勢を検討するうえで、基本的な事項について、Q & Aを作成したので、参考にされたい（以下は、主として民事通常部を念頭においたものであるが、その他の部署においても、所属部署の継続業務に応じて対応することが考えられる。）。

（裁判官）

問1 裁判官の執務態勢はどうなるのか。

答 裁判官は、所属部署の発生時継続業務及びこれ以外の業務の一部（民事・行政事件であれば第一順位の業務）の処理に必要な限度で登庁することになり、非継続業務となる民事通常事件（1審、控訴審）を担当する民事通常部では、在宅勤務（宅調）となると考えられる（もとより、ローテーション等により庁内の他部署の継続業務に従事するため登庁することがあり得ることは当然である。）。

ただし、書記官室において文書の受付事務等の処理のため職員が在庁せざるを得ない場合に、裁判官室においても、書記官から緊急の判断を求められる具体的な場合を想定した上で、その処理に必要な限度で裁判官が在庁することは考えられるが、その場合も、必要最小限度の人員とすべきと考えられる。緊急の判断を求められる場合においても、裁判官は在庁せず、書記官が在宅勤務を行っている裁判官に電話連絡を行って相談できる態勢をとり、必要な場合には速やかに裁判官が登庁することができる態勢をとることも考えられる。

また、裁判官が在庁するために担当書記官が登庁せざるを得なくなるようなことはくれぐれも差し控えていただきたい。

問2 記録の検討等で登庁してもいいのか。

答 緊急事態宣言の期間については、人と人との接触を可能な限り減らすという観点から、記録の検討は、記録を持ち帰って行うことが想定されており、公共交通機関が混雑する時間帯を避けるなどして登庁した上で、記録を自宅に持つて帰るといったことはあり得るが、必要最小限の頻度・在庁時間とすべきである。なお、記録を持ち出す際の所定の手続を履践することや、データを持ち出す際にセキュリティポリシーを遵守すべきことは当然である。

問3 書記官に判決起案の点検等を求めてもいいのか。

答 在庁する書記官は、問4に記載したとおり発生時継続業務及び第1順位の業務の処理を行うのが原則であり、それに必要な範囲で在庁して職務を行っているのであるから、少なくとも民事通常部においては、裁判官は、書記官に対し、判決点検等の上記の継続業務に関連する業務以外の用務を命じることは差し控えるべきと考えられる。書記官が自宅に記

録等を持って帰ることは想定されておらず、記録を持ち出す手続もない
のであるから、在宅勤務が命じられた書記官に対し、判決起案の点検を
在宅勤務として命じることはできない。

(書記官等)

問 4 書記官等の執務態勢はどうなるのか。

答 書記官等は、所属部署の発生時継続業務及びこれ以外の業務の一部
(民事・行政事件であれば第一順位の業務)の処理に必要な限度で登庁
することになり、非継続業務となる民事通常事件(1審、控訴審)を担
当する民事通常部では、部における文書の受付事務など継続業務に當た
る事務又はそれに関連する事務の処理のために必要となる範囲の職員が
在庁し(必ずしも各部単位で考えるのではなく、各庁の実情に応じて、
複数の部で応援し合うなど必要最小限の態勢となるよう工夫すべきであ
る。),その余の書記官等については、特別休暇等を取得するなどの者を
除き、在宅勤務を命じられると考えられる(もとより、ローテーション
等により庁内の他部署の継続業務に従事するため登庁することがあり得
ることは当然である。)。

問 5 民事通常部における継続業務に当たる事務又はそれに関連する事務
としてはどのようなものがあるか。

答 継続業務に当たる事務としては文書の受付事務がその典型である。

継続業務に関連する業務としては、第一順位の業務の前提となる執行
準備のための送達証明、執行文付与が考えられる。

継続業務に関連する業務に当たるかどうかの明確な判断基準を作るこ
とは困難であるが、書記官等が在庁して処理する要急性があるかどうか
を個別の事務の性質に応じて判断するほかはなく、例えば、閲覧謄写や

和解調書等の送達は、要急性のあるものを除き、継続業務に関連する業務に当たらない。

問 6 当事者等からの電話対応や来庁者への対応は、継続業務に関連する業務ではないか。

答 要急性により個別に判断すべきと考えられるが、期日変更の告知等が一段落した後は要急性の高いものは多くないと見込まれ、要急性がないと判断されるものについては、「現在 BCP に基づき業務縮小している期間であるので、お答えできない。業務縮小は緊急事態宣言を受けた庁の方針であり、ご不便をおかけするが、御理解いただきたい」などと説明して理解を求めることが考えられる。

問 7 在庁する書記官が、継続業務に当たる事務又はそれに関連する事務以上の事務を行うことは差し支えないか。

答 在庁する書記官の態勢は、継続業務に当たる事務又はそれに関連する事務の処理のために必要な範囲に限られるべきものであるが、在庁日の事務の状況により、勤務時間の範囲内に留まるのであれば、その他の事務を処理することが一律に不相当とされるものではないと考えられる。ただし、緊急事態宣言の趣旨を考えると、過度に余力（余裕）が生じるような態勢とすべきではなく、継続業務等の遂行に必要最小限度の態勢となるよう精査することが、まずもって肝要である。

もとより、当事者代理人に来庁を求めたり、他の部署の業務を増加させるような事務を行うことは許されない。

(共通)

問 8 緊急事態宣言が長期間にわたる場合、宣言解除後に行う事務が大量

になると予想されるが、それを防ぐためにはある程度の業務を行っておかないとならないのではないか。

答 緊急事態宣言に伴う業務縮小のしわ寄せが解除後に過度な負担を生じさせることのないよう、宣言解除後の事務処理態勢については、庁として、今後、しかるべき時期に改めて検討することになるものと考えられる。現時点における最大の責務は、緊急事態宣言の趣旨に則した行動をとることであることを理解してほしい。

以上